

様式 1

記入はボールペンで、直筆でお願いします

# コンクリート造工作物の解体等作業主任者技能講習 受講申込書

受付者	確認者	管理者
本人確認・免除確認		
自動車免許	パスポート	
当社修了証	住民票	
免除資格原本		

受付第 号 修了証番号 号

ふりがな			
氏名	生年月日	昭和 年 月 日	平成 年 月 日
現住所	〒 -		
	連絡先	-	-
	携帯電話	-	-
コンクリート工作物の解体等作業の経験年数	昭和 年 月より	昭和 年 月まで	平成 年 月間
所	事業所名	TEL	
属	所在地	FAX	
人材開発 支援助成金	利用する ・ 利用しない どちらかに○をつけて下さい	修了証 送付先	自宅 ・ 勤務先 どちらかに○をつけて下さい
事業主証明	上記のとおり相違ないことを証明致します。 事業所名 及び所在地 代表者氏名 <span style="float: right;">㊟</span> (個人事業主の方が自分で自分の経験を証明することは、宮城労働局の指示により認められておりませんので、作業経験を承知している元請け又は同業者等より証明を頂いて下さい。)		
受講資格 (裏面1による)	受講資格を○で囲んでください。 (1) (2) (3) (4) (5)	申込日	平成 年 月 日
平成 年 月 日 開催		申込者 (受講者)	印
<b>仙台教習センター 殿</b>			

※ 当日は本人確認書類として自動車運転免許証等ご持参ください。(コピー不可)

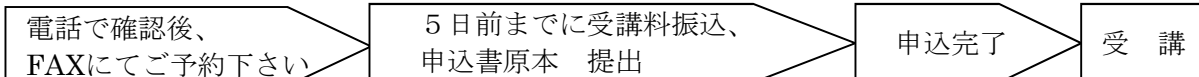
※ 受講資格、一部免除等については裏面をご覧ください。

申込先  
〒983-0034  
仙台市宮城野区扇町2丁目3-28  
**小野リース(株)**  
**仙台教習センター**  
TEL 022-353-7481 FAX 022-353-7482

振込先  
**小野リース株式会社**  
**東邦銀行 仙台東支店**  
**普通口座 241131**  
(振込手数料はご負担下さい)

**写 真**  
(3cm×2.4cm)  
脱帽のうえ、無背景のもので6ヶ月以内に撮影したもの

※サイズの大きいものについてはご相談ください  
※顔の一部が切れているものは使えません。  
※普通紙に印刷したもののコピーしたものは使用不可



## 【コンクリート造工作物の解体等作業主任者技能講習】

### 1. 受講資格

- (1) コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業(次号において「工作物の解体等の作業」という。)に3年以上従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有する者
- (3) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者で、その後2年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有する者
- (4) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。))による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第3の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」という。))第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という。))第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者(解体についての技能を専攻した者に限る。)で、その後2年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有する者
- (5) 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。))附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(以下「旧訓練法規則」という。))別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者(解体についての技能を専攻した者に限る。)で、その後2年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有する者

※ (2)～(5)のいずれかに該当し受講される方は、卒業証明書又は修了証書のコピーを添付して下さい。

### 2. 講習の一部免除資格

- (A) 1の受講資格(3)に該当する者
- (B) 1の受講資格(4)に該当する者
- (C) 1の受講資格(5)に該当する者
- (D) 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了したもの(解体についての技能を専攻した者に限る。)
- (E) 職業訓練法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- (F) 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者